

内閣参質二〇八第八二号

令和四年六月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出 ESG 投資・サステナブルファイナンスの基準の策定等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ESG投資・サステナブルファイナンスの基準の策定等に関する質問に
対する答弁書

一について

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、本年六月十三日に、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」等について、検討結果の報告を取りまとめ、この中で、有価証券報告書に、企業の気候変動等への対応を示すサステナビリティ情報の「記載欄」を新設することが重要である旨示されたところ、今後、金融庁においては、当該報告を踏まえ、関係法令の整備等を進めてまいりたい。

二について

「成長戦略フォローアップ」（令和三年六月十八日閣議決定）において、「国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する」としたところ、政府としては、国際会計基準財団（以下「IFRS財団」という。）への資金拠出の意向を官民共同で表明し、令和三年度一般会計補正予算において計上した約一億千万円を拠出するなど、国内の民間関係者と連携

しながら対応してきている。

I F R S 財団が設立した国際サステナビリティ基準審議会（以下「I S S B」という。）の理事については、現在、選任に向けた作業が進められていると承知しており、我が国として、人的な側面でも積極的に参画していく必要があると考えている。また、東京にあるI F R S 財団のアジア・オセアニアオフィスをI S S B の拠点として活用することが決定されたと承知している。

政府としては、引き続き、民間関係者と連携しながら適切に対応してまいりたい。